

# 2026年度市民提案型事業

町田市生涯学習センター主催

## 講座づくり★まちチャレ

まずは  
説明会へ  
ご参加下さい！



無料  
です

町田市生涯学習センター  
キャラクター マニヤミン

### まちチャレとは？

気の合う仲間やグループ・団体に、学んでみたいテーマを講座として企画・運営を行う、市民提案型の講座事業です。

企画・運営にあたっては生涯学習センターの職員が全面的にサポートします。身近な課題解決やこんなことを学んでみたい！、団体の活動をもっとみんなに知ってもらいたい！など、それぞれの目的に沿って講座のアイデアをどんどん提案し、自分達の手で理想の講座を作り上げてみませんか。

● 日時 **4月12日(日)** 9:30~12:00

● 場所 町田市生涯学習センター 6階 学習室1・2

● 対象 ・市内在住の代表者を含む3名以上かつ市内在住・在勤・在学の方が半数以上のグループ  
・2025年度に当事業の採用団体となっていないこと

● 申込 4月11日(土) 17時まで電話042-728-0071で受付



### Q1 参加すると、 どんなメリットが？

自分たちの企画によって新たな気づきを得ることができ、共感する仲間との出会いに繋がるのが最大のメリットです！憧れの〇〇さんのお話を聞いてみたい！という願いも叶えられるかも！また、講座を実施することで、企画や運営のプロセスを経験することができます！

### Q2 講座企画の経験 がなくても大丈夫？

職員がサポートしながら進めていきますので経験がなくても大丈夫です！不安なことや悩みも、職員として仲間と一緒に解消しながら、講座を企画していきます！まずは説明会に参加してみませんか？不安なことは何でもご相談ください。

## スケジュール

・説明会	4月12日(日) 場所：生涯学習センター6階学習室1・2 2025年度実施団体の発表ほか、選考基準、スケジュール説明、質疑応答があります。 参加できない場合は、個別に対応しますのでご相談ください。
・申込書受付期間	4月12日(日) 説明会終了後～5月1日(金) 午後5時必着
・ヒアリング(必須)	5月10日(日) 場所：生涯学習センター7階 ホール
・採用可否通知	5月18日(月) 発送予定
・担当者顔合せ	5月下旬～6月下旬
・講座実施	9月～2027年3月上旬
・発表会(必須)	2027年4月 場所：未定



## 講座づくり★まちチャレの応募資格・運営委員

### 応募資格(次のいずれにも当てはまる市民団体等とする)

1. 申込団体の構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学、かつ申込団体の代表者が町田市在住であること。
2. 町田市内で、市民活動や文化・学習活動を行っている(概ね1年以内を目安に行う予定があるものを含む)こと。
3. 2025年度市民提案型事業「講座づくり★まちチャレ」の採用団体でないこと。なお、団体名が異なっていても運営委員及び団体構成員のいずれか半数以上、または代表者が同じ者の場合は同一の採用団体とみなし不可とする。

### 運営委員

1. 運営委員は、申込団体の団体構成員のうち、3名以上(市内在住・在勤・在学の方が半数以上とし、申込団体の代表者の参加は問わない。)で構成し、生涯学習センター職員と協力して講座の企画・運営を行う。
2. 運営委員の中から、運営委員代表者(町田市在住の方)を1名選出する。
3. 運営委員は、他の申込団体の運営委員を兼ねることができない。
4. 運営委員は、申込書やヒアリングの内容に沿って企画する。また、講座の各回に2名以上が必ず参加し、当日の運営を行う。

## 講座について

- (1) 4団体の企画を採用予定。実施する講座は、生涯学習センターの主催事業とし、以下の要素を考慮するものとする。ただし、営利を目的とするもの、特定の政党や宗教を支持・宣伝・普及するもの、政治的中立性を損なうもの、公序良俗に反するものは対象外とする。
  - ① 講座づくり★まちチャレでの経験を通じて、申込団体の活動の発展につながるか
  - ② 多くの市民に関心のあることや、困りごとの解決につながる内容か
  - ③ 企画に独自性があり、既存の講座にない新たな視点や取組みがあるか
  - ④ テーマに関心のある市民が広く参加でき、受講者の学習意欲向上や受講者同士の仲間づくりにつながるか
  - ⑤ 市や地域が抱える課題の解決に寄与する内容、または将来の社会的関心事を先取りする内容か
  - ⑥ 町田駅周辺以外の会場(各地域の市民センター等)で開催し、地域での学びの機会となるか
- (2) 会場は、各地域の市民センターやコミュニティセンター、生涯学習センターといった公的な施設、または市内フィールドで行うものとする。
- (3) 講座は集合形式での実施を前提とする。
- (4) 1講座当たりの回数は最大3回とする。
- (5) 1講座当たりの講師数は、原則2名以上とする。なお、申込団体が日頃招聘している講師、および申込団体の団体構成員は、当該事業の講師として認めない。
- (6) 講師謝礼は1講座当たりの開催回数により異なる(1回：25,000円以内、2回：40,000円以内、3回：60,000円以内)。また、1講師1回あたり25,000円を上限とし、別途定める基準により職員と協議のうえ決定する。
- (7) 講座の受講者は、原則として市内在住・在勤・在学の方とする。
- (8) 受講料は原則無料とする。ただし、材料代等の実費がかかる場合については、別途職員と協議のうえ決定する。
- (9) 採用された企画のうち1講座に限り、保育付き講座を実施することができる。保育の定員は8名とし、うち3名までは運営委員の子の保育に充てることができる。なお、保育付き講座の実施希望が多数の場合は、選考委員による選考で決定する。
- (10) 採用された企画のうち1講座に限り、手話通訳付き講座を実施することができる。なお、手話通訳付き講座の実施希望が多数の場合は、選考委員による選考で決定する。

## 選考方法

提出された申込書の内容を確認するため、第三者の選考委員(学識経験者・学校教育関係者・家庭教育支援者・社会教育経験者等)によるヒアリングを行い、選考項目に基づき選考します。

- ※ 採用団体が決定された後に以下に該当する場合は、生涯学習センターは採用を取り消します。
- ① 申込書やヒアリングの内容に虚偽や実態と異なることが判明した場合
  - ② 採用団体が講座を企画・実施することができないと判断した場合